

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年6月9日

準備書面(22)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏 治



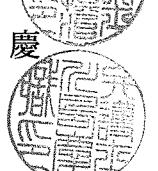
同

濱 松 慎 治



同

川 島 庆 慶



目 次

第1章 争点整理メモ(1)に対する意見	4
第1 「法律上の主張」の「2, 人格権に基づく差止請求の要件」について	4
第2 「法律上の主張」の「3, 『具体的危険性』の有無の判断構造」について	6
1 伊方最高裁判決を民事訴訟にそのまま当てはめることはできないこと	6
2 仮に本件のような民事訴訟の主張立証責任について伊方最高裁判決に準ずるとしてもその具体的要件や効果は極めて慎重に判断されるべきこと	8
3 民事差止訴訟においてはあくまでも原告が人格権侵害の具体的危険性を主張立証しなければならないこと	10
4 被告は本来主張立証責任を負わないものの本件原子力発電所の安全性を具体的に主張立証していること	11
第3 「法律上の主張」の「4, 『具体的危険性』の内容・主張の程度等」について	12
1 行政上の判断と民事差止訴訟における判断とは異なるものであること	13
2 被告は新規制基準への適合性を専らの根拠として本件原子力発電所の安全性を主張しているわけではなく安全性にかかわる具体的な事実の主張及び立証を通じて本件原子力発電所の安全性を主張していること	14
第4 本件原子力発電所の安全性に係る争点（各論）について ...	17
1 はじめに	17

2 「本件発電所敷地内の『将来活動する可能性のある断層等』の有無について」について	18
3 「敷地ごとに震源を特定して策定する基準（ママ）地震動」について	20
第5 爭点整理メモ(1)と本件訴訟の審理状況の現状	21
第2章 原告ら第48準備書面への反論	22
第1 原告らの主張	22
第2 被告の反論	22
1 ①に対する反論	22
2 ②に対する反論	23
第3章 大津地裁平成28年3月9日決定について	25
第1 人格権に基づく差止め処分における判断枠組み	25
第2 大津地裁決定が採用した判断枠組みの不合理性	26
第3 福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定における判断枠組み	28
第4 小括	30

被告は、本準備書面において、平成27年12月28日作成の御庁争点整理メモ(1)に対する意見を申し述べるとともに、原告らの平成28年3月11日付け第48準備書面に対し反論する。また、平成28年6月16日開催予定の第19回口頭弁論において原告らの平成28年3月17日付け第49準備書面（大津地方裁判所高浜原発仮処分決定を受けて）が陳述される予定であることに鑑み、まずもって同決定における判断枠組みの不合理性を概括的に述べる。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1章 争点整理メモ(1)に対する意見

第1 「法律上の主張」の「2，人格権に基づく差止請求の要件」について

争点整理メモ(1)「法律上の主張」の「2，人格権に基づく差止請求の要件」の記載については、答弁書45頁記載のとおりであり、被告として特段異論はない。ただし、念のため、以下のとおり補足する。

民事訴訟における判例通説である法律要件分類説によれば、人格権に基づく差止訴訟においては、相手方の行為により人格権を侵害される具体的危険性が要件事実であり、当該要件事実の主張立証責任は、相手方の行為の差止という法律効果の発生を求める原告にあり、この理は、相手方の行為が病原体研究や遺伝子組換え、電磁波、化学物質、原子力をはじめとする生命、身体の安全に関わる科学技術を利用した行為である場合にも変わるものではない（乙D16、乙D20ないし乙D24等）。

よって、人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟において、原告が立証すべき要件事実は、原子力発電所の運転（再開）に当た

り「具体的危険性を否定できないこと」（平成26年9月24日付け原告ら第27準備書面7頁）ではなく（そもそも、不存在の証明は原理的に不可能である。乙D35の14頁参照），原子力発電所の運転（再開）により人格権を侵害される「具体的危険性が切迫し」ていること（争点整理メモ(1)1頁），すなわち，①具体的な危害原因（地震，津波等の自然現象，人為ミス，経年変化等）が切迫して発生する蓋然性，②かかる危害原因により当該原子力発電所の重要な機能（具体的には「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能）が喪失する蓋然性，③かかる機能喪失に対し講じられている各種安全対策が功を奏しない蓋然性，④（いかなる機序によるかが明らかにされた上で）当該原子力発電所から放射性物質が環境に大量に放出される蓋然性であり，これらがいずれも高度の蓋然性，すなわち「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる」（最高裁判所昭和50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻9号1417頁）ものとして立証されなければならない。

なお，平成28年1月18日付け準備書面⁽¹⁹⁾第6章でも述べたとおり，本件訴訟は，本件原子力発電所の運転という行為に対する妨害予防請求としての運転差止訴訟であって，本件原子力発電所が現に存在していることに対してこれを除去することを目的とした妨害排除請求としての建物取去請求訴訟ではないから，審理判断の対象となるべきは，あくまでも被告が将来本件原子力発電所の運転を再開した時点以後における人格権侵害の具体的危険性の有無である（この点に関連する，原告ら第48準備書面に対する反論は，後記第2章で述べる。）。

第2 「法律上の主張」の「3,『具体的危険性』の有無の判断構造」について

争点整理メモ(1)「法律上の主張」の「3,『具体的危険性』の有無の判断構造」の記載については、被告の主張は以下のとおりであり、御庁の認識とは異なると思われる。

1 伊方最高裁判決を民事訴訟にそのまま当てはめることはできないこと

争点整理メモ(1)「法律上の主張」の「3,『具体的危険性』の有無の判断構造」の記載は、原子炉設置許可処分取消訴訟における最高裁判例である、四国電力伊方発電所原子炉設置許可処分取消訴訟上告審判決（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁。以下「伊方最高裁判決」という。）を原告らが独自に都合よく解釈したものがそのまま引用されており、被告の認識とは異なる。

そもそも、平成26年7月3日付け準備書面(9)第2の3で述べたとおり、同判決はあくまでも行政訴訟である原子炉設置許可処分取消訴訟における判断であることから、主張立証責任に関する同判決の判断を本件のような民事訴訟にそのまま当てはめることはできない。

まず、行政訴訟である原子炉設置許可処分取消訴訟と、民事訴訟である原子力発電所運転差止訴訟は、「それぞれ要件、効果を異にする」（阿部泰隆・判例評論314号8頁），別の訴訟であることが明らかである。

すなわち、原子炉設置許可処分取消訴訟における要件事実は、「原子力規制委員会による、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号に定める『発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が

(略) 災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。』という要件への適合性の認定判断に不合理な点が存在すること(処分の違法性)」であるのに対し、原子力発電所運転差止訴訟における要件事実は、「当該原子力発電所の運転により放出された放射性物質により原告の人格権が侵害される具体的危険性が存在すること」である(乙D 3 6:原田尚彦・法学教室110号87頁, 乙D 3 7:阿部泰隆・法学セミナー403号132頁)。

そのため、両者の判断構造には、前者においては、行政庁の判断過程における「過誤、欠落が現実の事故に結びつく現実的な危険性の有無とは無関係に処分の違法原因を構成する」のに対し、後者においては、「施設の運転が周辺住民の生命・身体への危険に結びつくか否かを審理する」(乙D 3 8:高橋滋・原田古稀344ないし353頁, 乙D 3 9:高橋滋・宮崎古稀70, 71頁も同旨。)という相違が存在する。

このように、原子炉設置許可処分取消訴訟と原子力発電所運転差止訴訟とでは、要件事実及び判断構造に相違があり、「伊方判決は、あくまでも行政庁の専門技術的裁量の司法審査という枠組みの中での議論であることに留意する必要がある。」(乙D 4 0:橋本博之・ジュリスト1068号40頁)として、原子炉設置許可処分取消訴訟に対する判決である伊方最高裁判決の判断枠組みを、原子力発電所運転差止訴訟にそのまま当てはめることはできない旨指摘されている。

さらに、両者の具体的な判断内容についても、「設置許可処分において要求される安全性の程度は、民事の予防的差止請求を排斥する際に要求される安全性の程度よりも高いとみるべきであろ

う。」（乙D41：高木光・ジュリスト905号68頁）として、その相違が指摘されている。

よって、原子炉設置許可処分取消訴訟に対する判決である伊方最高裁判決の主張立証責任に関する判断枠組みを、本件のような原子力発電所運転差止訴訟にそのまま当てはめることはできない。

2 仮に本件のような民事訴訟の主張立証責任について伊方最高裁判決に準ずるとしてもその具体的要件や効果は極めて慎重に判断されるべきこと

仮に伊方最高裁判決に準じて、民事訴訟において本来主張立証責任を負わない当事者に主張立証を求める（いわゆる「事案解明義務」を適用する）とすれば、「当事者に対する手続保障のため、審理の途中で裁判所がこの義務の有無についての判断を告知することは欠かせない。」（乙D42：山浦善樹・要件事実の機能と事案の解明123頁）、「裁判所としては、事案解明義務（狭義）違反があると判断される場合、その点を当事者（特に違反があるとされる当事者）に事前に告げることなく判決の中で推定の効果を用いるのは相当でないから、手続保障の観点から、違反があると判断される当事者に対し、違反があると判断された時点において、その判断の内容および違反によって受ける不利益の内容を告げておくことが必要であろう。」（乙D43：高橋譲・要件事実の機能と事案の解明150頁）と指摘されるとおり、手続保障の観点から、その具体的要件や効果を明確にする等の慎重な判断が不可欠である。

この点、伊方最高裁判決については、「具体的にどのような場合にY（被告注：行政庁）の態度が懈怠とされその判断に不合理な点があることが事実上推認されるのか、逆にいえば、Yがどの

程度の主張・立証をすればそれを尽くしたといえるのか、は本判決からは明らかにならない。」（乙D 44：上原敏夫・民事訴訟法判例百選第三版155頁）と指摘されているところ、そもそも、原子炉について、一義的に「安全」「非安全」のいずれかであると捉えることはできない（最高裁判所判例解説民事篇平成4年度418頁参照）のであるから、「どの程度の主張・立証をすればそれを尽くしたといえるのか」が明確にされなければ、民事訴訟において本来主張立証責任を負わない当事者の手続保障に著しく欠ける。

特に、前記1で述べたとおり、原子炉設置許可処分取消訴訟においては、要件事実は処分の違法性であることから、被告行政庁が主張立証すべき事項は、要件事実を基礎付ける具体的な事実、すなわち行政庁が自ら定立した具体的審査基準や行政庁が自ら行った調査審議の過程及び判断の過程がその中核となることが自明であるのに対し、原子力発電所運転差止訴訟においては、要件事実は人格権侵害の具体的危険性であるところ、かかる要件事実を基礎付ける具体的な事実には限定がないことから（なお、後記第3の1で述べるとおり、行政上の判断は具体的危険性の有無と直結しない。），本来主張立証責任を負わない当事者たる被告事業者に対する手続保障は、より一層強く要請される。

この点、関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分決定（大津地裁平成28年3月9日決定・公刊物未登載。以下「大津地裁決定」という。）に関連し、升田純・中央大学法科大学院教授は、「裁判所として関電が行うべき安全対策の基準を示さないまま、『主張及び疎明が不十分な状態』だと断じることは、「伊方判決の趣旨をはき違えている。」（乙D 45）と指摘している

(なお、大津地裁決定における判断枠組みの不合理性については、後記第3章で詳述する。)。

3 民事差止訴訟においてはあくまでも原告が人格権侵害の具体的危険性を主張立証しなければならないこと

伊方最高裁判決においては、あくまでも「主張、立証責任は本来、原告が負う」とされており、主張立証責任は転換されていないのであるから（甲B249：竹下守夫・木川古稀8頁），主張立証責任を負わない当事者である行政庁が相当の根拠、資料に基づき主張、立証した結果、要件事実である処分の違法性について真偽不明が生じた場合には、要件事実に基づく法律効果としての許可処分取消は認められない（山村恒年・民商法雑誌108巻6号895頁）。

この点、伊方最高裁判決に準じたものと解される原子力発電所運転差止訴訟等の各判決においても、①被告事業者において、当該原子力発電所の安全性について、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり、②被告がかかる主張立証を尽くした場合には、本来主張立証責任を負う原告において、人格権侵害の具体的危険性について、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならぬ旨判示されている（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁、金沢地裁平成6年8月25日判決・判例時報1515号3頁、名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決・判例時報1656号37頁、仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号46頁、静岡地裁平成19年10月26日判決・公刊物未登載、名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁、松江地裁平成22年5月31日判決・公刊物未登載、佐

賀地裁平成27年3月20日判決・公刊物未登載等)。

これに対し、争点整理メモ①に引用されている原告らの主張には上記②に相当する記載がなく、原告らは単に「ある程度具体的な手がかりを争点提示的に主張」しさえすれば足りるかのように述べているが、そもそも原告らが具体的な争点を定立することは、上記①のように被告に主張立証を求める前提として当然に必要とされているものであり(春日偉知郎・判例から学ぶ民事事実認定99頁)，主張立証責任が転換されていない以上、上記②のとおり原告らが人格権侵害の具体的危険性を主張立証すべきことは当然である。

4 被告は本来主張立証責任を負わないものの本件原子力発電所の安全性を具体的に主張立証していること

被告はこれまで、答弁書及び準備書面20通を陳述し、かつ、書証226通を提出するなど、本件原子力発電所の安全性について相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証している。

特に、平成26年12月9日付け準備書面⑫においては本件原子力発電所における地震、津波等の自然的立地条件に係る安全性を、また、平成27年2月26日付け準備書面⑭においては本件原子力発電所における安全確保策、福島第一原子力発電所事故を踏まえた事故防止対策等のより一層の安全性向上施策及び本件原子力発電所に係る原子力防災対策について具体的に主張しており、また、争点の一つとなっている本件敷地内シームについても、平成26年2月17日付け準備書面⑥、平成26年9月24日付け準備書面⑩、平成27年7月21日付け準備書面⑯等においてその形成原因や各種調査結果等を具体的に明らかにし、耐震安全性

において問題となるものではないことについて具体的に主張し、裏付けとなる専門家の見解（乙A60ないし62等）も示している。

この点、証明責任を負わない当事者に求められる主張立証については、「期待可能な事実陳述＝証拠提出を行えば義務履行となり、免責される。その後の審理の結果により事実の真偽不明が生じた場合には本来の証明責任によって裁判される」（乙D46：松本博之・法曹時報49巻7号1644頁）とされている。

よって、仮に本件訴訟において、伊方最高裁判決に準じて本来主張立証責任を負わない被告に主張立証が求められるとしても、上記のとおり、被告が相当の根拠、資料に基づき主張、立証し、「期待可能な事実陳述＝証拠提出を行」っているのであるから（前掲乙D46参照）、本来主張立証責任を負う原告らにおいて、本件原子力発電所が将来運転を再開するに際し、いかなる危害原因の発生が切迫し、本件原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じ込める」といった安全上重要な機能にいかなる影響が生じ、放射性物質の大量放出に至るのかについて、高度の蓋然性をもって主張立証する必要がある。

第3 「法律上の主張」の「4、『具体的危険性』の内容・主張の程度等」について

争点整理メモ(1)「法律上の主張」の「4、『具体的危険性』の内容・主張の程度等」の記載については、概ね答弁書、平成26年9月24日付け準備書面¹¹等で記載のとおりであるが、以下のとおり補足する。

争点整理メモ(1)3頁には、「原子力発電所の安全性を判断する上で、この新規制基準に適合しているということは『具体的危険性が

ないこと』を推認させる重要な間接事実である。」と記載されている。すなわち、基準に基づく処分の違法性が要件事実となる行政訴訟と異なり、具体的危険性そのものが要件事実となる運転差止訴訟においては、当該原子力発電所が新規制基準に適合していることは、要件事実である具体的危険性の有無の判断とは直結しない（最高裁判所平成6年3月24日第一小法廷判決・判例時報1501号96頁参照）のであるから、当該争点整理メモ(1)の記載は、被告の認識と概ね一致している。この点につき、以下に詳述する。

1 行政上の判断と民事差止訴訟における判断とは異なるものであること

原子力、電磁波、ダイオキシン、環境ホルモン等の高度な科学技術に関わる分野に係る規制権限の行使においては、「原子力施設を含めた高度科学技術施設の安全を確保するための規制は、現実に事故が発生し、第三者等の生命・身体に具体的な危険が及ぶことを防止する（略）のみならず、より高度な安全性を確保すべく積極的な措置の実施が求められる。」（乙D38：高橋滋・原田吉稀347頁）とされているとおり、具体的危険性が証明されていない場合であっても、リスクに対する「積極的な措置の実施」として、規制権限が発動される場合が存在する（いわゆる「予防原則」）。

しかし、「予防原則の考え方を（略）訴訟上の因果関係の立証責任に持ち込むことは困難である。」（乙D23：福岡高裁平成21年9月14日判決・判例タイムズ1332号142頁）と指摘されるとおり、かかる行政上の判断と民事差止訴訟における具体的危険性の立証とは異なるものである。この点、人格権に基づき廃プラスチック処理施設の操業差止が請求された大阪高裁平成2

3年1月25日判決・公刊物未登載（乙D47。控訴棄却・確定）においても、「本件施設からの排出VOC（被告注：揮発性有機化合物）（略）の中に、いまだ科学的に毒性が解明されていない未同定物質や非規制対象物質が多く含まれていることをもってただちに健康リスクに結びつけて立論することは、規制行政の取扱（略）としてはあり得ても、それをもって科学的根拠もなく事業活動の差止め請求の根拠にできないことはいうまでもない。

（略）VOCの排出がある限り、将来有毒性が顕在化したときは取り返しのつかない被害が発生するとの抽象的な危険論を根拠に、排出側で未同定物質や非規制対象物質の安全性を反証しない限り危険性が推測されるとの控訴人らの立論は採用できない。」（乙D47の78、79頁。下線は被告）として、行政上の判断と民事差止訴訟における具体的危険性の立証とが異なるものであることが明らかにされている。

この点、原告らは、「本件発電所は（略）新規制基準が求める水準さえ満たしておらず、耐震安全性が確保されているとは到底いえない。」（争点整理メモ(1)3頁）と主張するが、かかる主張は、行政上の判断に基づく規制権限の発動を求める義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項1号）における主張としてはともかく、人格権に基づく差止請求権を訴訟物とする民事差止訴訟における主張たり得ない。

2 被告は新規制基準への適合性を専らの根拠として本件原子力発電所の安全性を主張しているわけではなく安全性にかかわる具体的な事実の主張及び立証を通じて本件原子力発電所の安全性を主張していること

被告としては、争点整理メモ(1)3頁の「新規制基準に適合して

いるということは『具体的危険性がないこと』を推認させる重要な間接事実である。」との記載自体には異論がないが、被告は、新規制基準が合理的であること及びそのような合理的基準に適合していることを専らの根拠として本件原子力発電所が安全であると主張しているわけではなく、前記第2の4でも述べたとおり、むしろ安全性にかかわる具体的な事実の主張立証を行うことを通じて、本件原子力発電所の安全性を主張している（この点、前記第2の1で述べたとおり、原子力発電所運転差止訴訟における要件事実は、行政上の判断に基づく処分の違法性ではなく人格権侵害の具体的危険性であるから、新規制基準及び同適合性判断の合理性に関する間接事実に基づく被告の主張立証は、あくまでも被告が採り得る主張立証方法の一つに過ぎず、被告が他の間接事実によって当該原子力発電所の安全性を主張立証することが排除される理由はない。）。

以下、耐震安全性を例にその概略を述べる。

本件原子力発電所は、建設時より高度の安全性が確保されており、現に、能登半島地震（平成19年3月25日発生。M6.9、震源地は本件原子力発電所から約17キロメートル。同地震による本件原子力発電所の解放基盤表面における最大加速度は292ガル（乙A50の10頁、乙A73の3頁）。）においても、本件原子力発電所において特段の被害は発生していない（乙A89）。

その上で、被告は、本件原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震に伴う津波に起因して福島第一原子力発電所事故が発生したことを踏まえ、緊急安全対策を実施し（なお、東京電力の元取締役らに対する株主代表訴訟（東京地裁平成24年（ワ）第6274号）等においては、緊急安全対策で実施されたような主要

な建屋の水密化や電源車の配備が事前に行われていれば同事故の発生を回避できた旨指摘されている。), いわゆるストレステストの結果, 本件 1, 2 号機とも, 新耐震指針に基づく基準地震動 S s に対し, 1.93 倍 (1158 ガル) の裕度を有していることが確認されている (乙 A 48, 乙 A 49。なお, 東北地方太平洋沖地震による東北電力女川原子力発電所の解放基盤表面における最大加速度は 636 ガル (乙 B 111。)。

さらに, 被告は, 上記緊急安全対策等の後も, 引き続き, 標高 15 メートルの防潮堤の設置や免震構造の緊急時対策棟の設置等の更なる対策, 原子炉建屋屋根トラスや原子炉建屋クレーン, 配管や電路等の耐震補強工事等の安全性向上施策, 万一炉心が大きく損傷した場合でも発電所敷地外への放射性物質の放出を大幅に低減させるフィルタ付ベント装置の設置工事等を実施している。

加えて, 本件 2 号機においては, 基準地震動を 600 ガルから 1000 ガルに引き上げ, かかる基準地震動に対し, 安全上重要な機器の機能が損なわれないことを確認している。また, 仮に基準地震動を上回る地震動が到来した場合においても, 安全上重要な機器には耐震安全上の余裕が確保されている (乙 B 112)。

その上で, 被告は, 万一安全上重要な機器の機能が損なわれた場合においても放射性物質の大量放出に至らないよう, 重大な事故に対する各種の対策を講じている。

このように, 被告は, 安全性に直結する具体的な間接事実の主張立証を行うことを通じて, 本件原子力発電所が安全であると主張立証しているところであり, 仮に御庁において, 本件原子力発電所の安全性に対する疑問や不安が払拭されていないとすれば, 被告は御庁の釈明に応じる用意がある (前記第 2 の 2 : 乙 D 42,

乙D43参照)。また、本件訴訟の争点は、科学的、専門技術的知見に関わる内容であることから、人証等により立証することを検討している。

しかるに、原告らは、耐震安全性に関し、断層活動による地震動の発生可能性(訴訟上の位置付けとしては間接事実の一つに過ぎない。)を主張するのみで、発生する地震動の大きさや、発生した地震動により安全上重要な機能にどのような影響が生じて放射性物質の大量放出に至るか(これらの間接事実とその因果関係を原告らが主張立証することによりはじめて、要件事実である人格権侵害の具体的危険性の有無を判断できる。)につき何ら主張立証していないことは、これまで被告が述べてきたとおりである。

第4 本件原子力発電所の安全性に係る争点(各論)について

1 はじめに

争点整理メモ(1)には、本件原子力発電所の安全性に係る争点(各論)として、「本件発電所敷地内の『将来活動する可能性のある断層等』の有無について」、「敷地ごとに震源を特定して策定する基準(ママ) 地震動」(「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の意味と思料する。)が記載されている。

被告としては、上記二点が争点となっていることについて異論はないが、前記第3で述べたとおり、上記二点は間接事実の一つである断層活動による地震動の可能性を指摘するものに過ぎず、上記二点のみでは要件事実である人格権侵害の具体的危険性は何ら立証されていない。また、本件訴訟において、原告らが上記二点以外の主張を撤回したことなく、被告も上記二点以外の主張に対し否認ないし争っている。すなわち、以下にいくつかの例を述べるとおり、被告は本件訴訟において審理が尽くされるべき争

点は上記二点の他にも複数存在するものと認識している。

例えば、被告は、現在停止中の本件原子力発電所について、安全性向上工事を完了し、新規制基準に適合していることの確認を得た上で運転を再開する予定としていることから、新規制基準の制定経緯や具体的な内容に係る双方の主張（原告ら第13、第17、第21、第24、第26、第27、第29、第31、第32、第36、第38ないし40準備書面。被告準備書面(11)ないし(14)、(17)等）は、本件訴訟において当然審理が尽くされるべき重要な争点であると認識している。また、福島第一原子力発電所事故を踏まえて被告が講じた安全対策の内容や新規制基準適合性審査申請の内容に係る双方の主張（原告ら第10、第19、第24、第28、第30、第34、第41ないし43準備書面。被告準備書面(11)ないし(15)、(18)等）も、本件訴訟において当然審理が尽くされるべき重要な争点であると認識している。

2 「本件発電所敷地内の『将来活動する可能性のある断層等』の有無について」について

そもそも、本件敷地内シームの存在は、本件原子力発電所建設時より把握されており、原子力安全委員会の審査や志賀1号機運転差止訴訟においても焦点となつたものの、本件1号機原子炉建屋建設予定地のトレーナーで実際に本件敷地内シームを観察した上で、安全上問題とならないことが確認されてきたところである（乙A90、乙A91。例えば、志賀1号機運転差止訴訟控訴審において、控訴人（第一審原告）ら申請に係る証人である生越忠・和光大学元教授は、本件1号機原子炉建屋建設予定地において活断層は発見されていないとした上で、仮に地盤に変形が生じたとしても、「小さな変形でしたら、それは大丈夫です。上に載

っかる原子炉は巨大構造物でございますから、下の岩盤が一部少々変形したところで、これは、普通は大丈夫だと思います」（名古屋高等裁判所金沢支部平成6年（ネ）第160号・第10回口頭弁論（平成8年11月6日））と証言している。）。

この点、原告らは、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下「本件有識者会合」という。）における議論等に基づき、本件敷地内シームが、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」であると主張するが、そもそも「施設の運転が周辺住民の生命・身体への危険に結びつくか否かを審理する」民事差止訴訟においては、単に本件敷地内シームが活動する可能性があるとする知見の存在を主張立証するのみでは要件事実の立証たり得ず、原告らは、「現実の事故に結びつく現実的な危険性」が存在すること、すなわち、本件敷地内シームの活動によりどの程度の変位、変形が生じ、その結果、本件原子力発電所において当該変位や変形の影響が建屋や機器に及ぶことによりいかなる安全機能を損なわせ、放射性物質の大量放出に至るかを主張立証する必要があるところ（乙B113、乙B114参照），原告らは、これらの点につき何ら具体的に主張立証していない。

よって、原告らのこれまでの主張立証は、要件事実である人格権侵害の具体的危険性の存在の主張立証たり得ない。

なお、本件有識者会合は、第6回評価会合（平成27年5月13日開催）以降被告の出席を認めないと手続保障に欠け、議論の内容も新規制基準に則していないなど、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであることはこれまで被告が明らかにしてきたところである（乙A92、乙A93、

乙B115ないし117, 乙D48)。

加えて、被告は、本件敷地内シームが本件原子力発電所の安全上問題となるものではないことについて人証等により立証することを検討している。

3 「敷地ごとに震源を特定して策定する基準（ママ）地震動」について

そもそも、原子力発電所の耐震設計を行うに当たっては、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」を策定した上で、「基準地震動S_s」を策定するところ、被告は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に当たり、本件敷地に影響を及ぼす地震として笠波沖断層帯や福浦断層等22の活断層による地震を考慮し、かつ、「震源を特定せず策定する地震動」として平成16年北海道留萌支庁南部地震の観測記録に基づく地震動を考慮し、最大加速度が1000ガルとなる基準地震動S_s-1等を本件原子力発電所の基準地震動としており（乙A73の3頁）、本件原子力発電所は十分に耐震安全性が確保されている（前記第3の2参照）。

この点、原告らは、立石雅昭・新潟大学名誉教授の見解等に基づき、富来川南岸断層が活動する可能性があり、本件原子力発電所の耐震安全性が確保されていないと主張している。

しかし、「施設の運転が周辺住民の生命・身体への危険に結びつくか否かを審理する」民事差止訴訟においては、単に富来川南岸断層が活動する可能性があるとする知見の存在を主張立証するのみでは要件事実の立証として不十分であり、原告らは、「現実の事故に結びつく現実的な危険性」が存在すること、すなわち同断層の活動によりどの程度の地震動が生じ、その結果、本件原子

力発電所において、上記 22 の活断層による地震を考慮して策定された「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」や、「震源を特定せず策定する地震動」をも大きく超える地震動が発生することにより、本件原子力発電所の安全機能に影響を生じさせ、放射性物質の大量放出に至るかを主張立証する必要がある。しかしながら、原告らは、これらの点につき何ら具体的に主張立証していない。

よって、原告らがその主張立証責任に適った主張立証を行ったとは到底いえない。

第5 爭点整理メモ(1)と本件訴訟の審理状況の現状

民事訴訟は、あくまでも要件事実の有無についての当事者の主張が尽くされ、争点に対する判断を行うに十分な立証が行われたときにはじめて「裁判をするのに熟した」（民事訴訟法 243条1項）と言い得るのであって、それは訴訟提起からの期間や口頭弁論の回数によって定まるものではないことは多言を要しない。

被告がこれまで述べてきたとおり、本件訴訟については、そもそも差止請求の対象である本件原子力発電所の運転再開の時期や条件が何ら定まっていないこと（準備書面⑯第6章）、争点整理メモ(1)に記載されていない争点が複数存在すること、争点整理メモ(1)に記載されている争点について、いわば原告らによる争点提示的な手がかりの主張がなされたに過ぎず、要件事実である人格権侵害の具体的危険性との関連につき主張立証が尽くされていないこと（前記第4）、特に、本件敷地内シームに係る専門家の鑑定意見書等（乙A 60ないし62）。これら各鑑定意見書等は本件有識者会合に提出されたものではなく、同会合における判断材料とされていないのであるから、単に本件有識者会合の議論を紹介しただけではこれら各鑑

定意見書等を証拠とした被告の主張に反論したことにはならない。) を有力な証拠とする被告の準備書面(6), (10)及び(16)における主張について、原告らが何ら主張立証ないし反論をしていない。

よって、かかる本件訴訟の審理状況の現状からは、到底「裁判をするのに熟した」ということはできない。

第2章 原告ら第48準備書面への反論

第1 原告らの主張

原告らは、争点整理メモ(1)「法律上の主張」の「2、人格権に基づく差止請求の要件」に関し、第48準備書面第2において、①人格権侵害の切迫性は一般的な差止請求権の要件として受け入れられているわけではなく、関西電力高浜発電所2号機運転差止訴訟判決(大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号17頁。以下「大阪地裁平成5年判決」という。)は、切迫性を独立した要件として検討していない、②人格権侵害の切迫性の要件は、訴えの利益の問題として論じられる余地はあるが、本案要件として主張する被告の主張は独自の主張であると主張する。

第2 被告の反論

1 ①に対する反論

そもそも、差止請求とは、「現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため」(最高裁判所昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁)に認められるものである以上、まずは、相手方による行為が行われること、行為の具体的な内容及びそれによる侵害発生が確実に予測されることは必要であることは自明というべきであり、かかる理が人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟にも妥当することは、中部

電力浜岡原子力発電所再稼働差止請求訴訟第一審判決（乙D30：名古屋地裁平成24年9月11日・公刊物未登載）及び同控訴審判決（乙D31：名古屋高裁平成25年1月30日判決・公刊物未登載）によっても明らかである。

この点、原告らは、大阪地裁平成5年判決においては、あくまで人格権侵害の危険性の有無が問題とされており、人格権侵害の切迫性を独立した要件として検討していない旨主張する。しかし、同判決において、人格権に基づく差止めの要件として「その侵害による被害の危険が切迫していること」（判例時報1480号25頁。傍点は被告）が要求されていることは準備書面⁽¹⁹⁾第6章で述べたとおりである。

上記浜岡原子力発電所や現在の本件原子力発電所と異なり、大阪地裁平成5年判決においては、差止請求の対象である高浜発電所2号機の運転という行為が現に行われていたことから（判例時報1480号24頁「事実及び理由 第二の四の1」，乙B118），これを前提事実として、上記名古屋高裁判決のように運転再開の時期や条件を問題にすることなく運転による人格権侵害の危険性の有無を判断したものである。

よって、原告らの主張は、大阪地裁平成5年判決におけるこのような事実関係を踏まえないものであって、前提を欠く、誤った主張である。

2 ②に対する反論

原告らは、松本空港拡張工事差止請求訴訟控訴審判決（乙D29：東京高裁平成2年6月27日判決・判例時報1369号98頁）や宮崎リゾート差止請求訴訟第一審判決（宮崎地裁平成6年10月21日判決・判例時報1531号117頁）を例に、人格

権侵害の切迫性の有無は訴えの利益の問題となる余地はあるが本案の要件の問題とはならない旨主張する。

しかし、人格権侵害の切迫性ないしは具体的予測可能性の有無について、前記1で述べた名古屋高裁判決のように本案の要件の問題と解するか、あるいは上記東京高裁判決のように訴えの利益の問題と解するかにかかわらず、準備書面¹⁹第6章で述べた、本件原子力発電所の運転再開時期が定まっていないという客観的事実に何ら消長を来たすものではなく、いずれにせよ、原告らの差止請求を認容する根拠がないことに変わりはない（なお、上記東京高裁判決の判例時報解説では、「本件のような場合においても、請求を棄却しているのが一般的な実務処理のように思われる」（乙D29の99頁）として、人格権侵害の切迫性ないし具体的予測可能性の有無は本案の問題と解すべきことが示唆されている。また、上記宮崎地裁判決は、口頭弁論終結時には差止請求の対象であるリゾート開発行為が既に完了していたために訴えの利益が否定された事案であるから、上記東京高裁判決や本件訴訟とは全く前提を異にする。）。

念のため付言すれば、仮に原告らの主張するとおり、本件訴訟において、本件原子力発電所の運転再開の見通しが本案の要件の問題でなく訴えの利益の問題であったとしても、訴えの利益は職権調査事項たる訴訟要件であるから当事者の主張を要するものではない（伊藤眞『民事訴訟法 第4版』167頁）。

よって、争点整理メモ(1)1頁において、「人格権に基づく差止請求の要件」として、「具体的危険性が切迫し」ていることが要求されていることは全く正当であり、原告らによる、人格権侵害の切迫性の有無は訴えの利益の問題となる余地はあるが、本案の

要件の問題とはならないとの主張は、失当である。

第3章 大津地裁平成28年3月9日決定について

大津地裁決定は、各争点についても多数の事実誤認を含むものであるが（一例を挙げれば、同決定は、福島第一原子力発電所事故の原因について、「津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明である。」（決定書44頁）と判示するが、明白な事実誤認である（乙B34、乙B54ないし63）。），この点は一旦撇くとして、まずもって、以下、大津地裁決定における判断枠組みの不合理性を明らかにする。

第1 人格権に基づく差止仮処分における判断枠組み

司法権ないし裁判作用は、客観的な事実及び法の認識をその本質とするのであって、そこに裁判官の主觀を差し挟む余地はない。かかる理は、本案訴訟たると仮処分たるとを問わず、また、争いの対象についていかなる世論が形成されているかを問わず妥当するものであって、例えば、特定の類型の仮処分であるからといって、「被保全権利の認定や疏明を一般の仮処分事件に比し著しく軽減ないし緩和して無反省に仮処分申請を認容することは、裁判の安定性、公平性に鑑み、厳に謹しまねばならない」（乙D49：吉川大二郎・民商法雑誌70巻3号411頁）と指摘されるところである。

この点、人格権に基づく差止仮処分においては、人格権侵害による被害が生じる「具体的危険性」が存在することが主張、疎明すべき事実であって、差止仮処分の対象たる債務者の行為に伴い、いかなる機序でどのような人格権の侵害の具体的危険性が生じ、これにより、いずれの債権者にどのような被害が生じるのかが明らかにされなければ、債権者らの請求が認められる余地はない（民事保全法

23条2項。人格権に基づく原子力発電所運転差止め仮処分の事例として、乙D12：大阪地裁平成25年4月16日決定・判例時報2193号44頁、甲D3：鹿児島地裁平成27年4月22日決定・裁判所ウェブサイト、乙D27：福井地裁平成27年12月24日決定・裁判所ウェブサイト等。また、人格権に基づく原子力発電所以外の施設に対する操業等差止め仮処分の事例として、東京高裁昭和54年2月28日決定・判例時報925号65頁、静岡地裁昭和62年8月31日決定・判例時報1264号102頁、大阪地裁平成17年3月31日決定・判例時報1922号107頁等)。

第2 大津地裁決定が採用した判断枠組みの不合理性

大津地裁決定は、伊方最高裁判決を引用した上で、「原子炉施設の安全性に関する資料の多くを電力会社側が保持していることや、電力会社が、一般に、関係法規に従って行政機関の規制に基づき原子力発電所を運転していることに照らせば、上記の理解はおおむね当てはまる。そこで、本件においても、債務者において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が全くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」(決定書42頁)とする。また、同決定は、「債務者は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである。」(同43頁)とし、「新規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件各原発の審査において問題となった点、その考慮結果等について、債務者が道筋や考え方を主張し、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供することは、

必要である」とする（同43頁）。その上で、同決定は、高浜発電所の安全性に係る各争点につき、同発電所の安全性に対する抽象的な危惧感・不安感のみを理由に（「姿勢に非常に不安を覚える」（決定書44頁）、「ためらわざるを得ない」（同45頁）、「躊躇せざるを得ない」（同47頁）、「疑問なしとしない」（同52頁）等）、「債務者が主張及び疎明を尽くしていない部分がある」として、そのことから直ちに人格権侵害の具体的危険性の存在を認定する（同53頁）。

しかし、前記第1章第2の2で述べたとおり、審査基準を制定した行政庁を被告とする行政訴訟たる伊方最高裁判決と異なり、事業者を債務者とする仮処分においては、債務者が当該原子力発電所の安全性に関わる事項のみならず、新規制基準一般に関わる上記のような事項を主張疎明しなければならないとする合理的な理由はない。また、伊方最高裁判決においては、「被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と判示するに留まるにも関わらず、大津地裁決定は、高浜発電所に具体的にどのような欠陥があり、その欠陥に起因して、どのような機序で債権者の人格権が侵害されるに至るのかを具体的に認定しないまま、単に「債務者が主張及び疎明を尽くしていない」ことのみをもって、直ちに人格権侵害の具体的危険性の存在が疎明されたとして、債権者らの申立てを認容しており、伊方最高裁判決の判断枠組みを明らかに曲解したものというほかない。この点、升田純・中央大学法科大学院教授も、「大津地裁の仮処分決定は、内容も分量も説得力に乏しく、はじめから結論ありきだったのではないか、と言わざるを得ない。」（乙D45）と指摘している。

第3 福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定における判断枠組み

一方、大津地裁決定の後になされた、九州電力川内原子力発電所1，2号機運転差止仮処分抗告審決定（福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・公刊物未登載。抗告棄却・確定）は、以下のとおり、行政庁の専門技術的裁量を踏まえた判断枠組みを探っている。

すなわち、福岡高裁宮崎支部決定は、人格権に基づく差止請求（民事事件）における具体的危険の有無についての主張、疎明のあり方について、「申立人（債権者）が、被保全権利としての上記の具体的危険の存在についての主張、疎明責任を負うべきものと解される。」（決定書65頁）との原則を明示した上で、「当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者である場合には、当該発電用原子炉施設の設置、運転等の主体である被告事業者の側において、まず、当該発電用原子炉施設の運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要があり、被告事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである（保全処分の申立てにあっては、債務者事業者において上記の主張、疎明をする必要があり、債務者事業者がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである。）。（同66，67頁）とする。

その上で、同決定は、事業者が「相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する」ことの具体的方法について、「発電用原子炉施設の設置及び運転等については、事故の発生を防止し、万が一重大な事故が生じた場合でも放射性物質が異常な水準で当該発電用原子炉施設の外へ放出されるような災害が起こらないようにするため、原子炉等規制法等により、発電用原子炉の設置及び変更の許可、工事の計画の認可、使用前検査、保安規定の認可、施設定期検査等の段階的規制が定められるとともに、各段階において、その委員長及び委員が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命され、独立して職権を行使するものとされている原子力規制委員会による安全審査が行われるものとされているのみならず、当該発電用原子炉施設については、既に許認可等を受けている場合であっても、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持する義務を負うものとされている（バックフィット制度）ところからすれば、上記訴訟における被告事業者は、前記の具体的危険が存在しないことについての主張、立証において、その設置、運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合するものであることを主張、立証の対象とすることができるというべきである。」（決定書67、68頁）とする。そして、新規制基準適合性審査が完了し、原子炉設置変更許可等が行われている原子力発電所については、被告事業者は、新規制基準に不合理な点のないこと及び当該原子力発電所が新規制基準に適合しているとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを主張立証すれば足りると判示し（同68頁）、「具体的危険の有無についての主張、疎明について上記のように解した場合、その限りにおいて、裁判所の審

理判断は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か、及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないか否かという観点から行われることになるが、これは、裁判制度に内在する制約というべきである。」（同69頁）と結論し、行政庁の専門技術的裁量を踏まえた判断枠組みを示した上で、かかる判断を詳細な事実認定により行っている。そして、運転差止の申立てを却下（原決定却下に伴う抗告を棄却）している。

第4 小括

以上のとおり、大津地裁決定が採用した判断枠組みの不合理性は明らかであり、かかる判断枠組みは、福岡高裁宮崎支部決定により完全に否定されたというべきである。

よって、大津地裁決定における判断枠組みは、本件訴訟において採用される余地はない。

以上